

一般社団法人日本インディアカ協会
2023年度 公認統括指導士認定講習会
(広島県会場)

2023年4月より新たな審判員及び指導者制度の運用が始まりました。

この制度は現有の会員数と市区町村、都道府県協会の実情に沿って、これまでの審判員及び指導者の役割分離を改め、“オールメンバーレフリー（審判員）”ならびに“オールメンバーコーチ（指導者）”を目標にこれからのインディアカのスポーツスタイルを目指す制度です。

統括指導士は各種大会での審判はもちろん、インディアカ教室の実施、クラブづくり、審判員・指導者の育成、プログラムを展開する実践指導者であるとともに所属市区町村協会ならびに都道府県協会を運営する組織指導者としての役割も期待されます。

【期 日】 : 2024年3月2日（土）～3日（日）

【会 場】 : 「廿日市市スポーツセンター」

廿日市市串戸 6-1-1 TEL : 0829-31-5980

交通 : JR 山陽本線「宮内串戸駅」より徒歩約 20 分

タクシー約 5 分

●参加資格 (一社) 日本インディアカ協会「公認 B 級審判員」を取得後 3 年以上経過し、所属都道府県協会の推薦が得られること

●定 員 20 名

●受 講 料 12,000 円 (講習費、新インディアカ教本、研修レジメ)
※受験を希望する場合は別途受験料 3,000 円が必要です。

●申込締切 2023 年 2 月 14 日 (水)

●申込方法 「参加申込書」に必要事項を記入し、郵便・メールのいずれかで下記お申し込みください。なお、諸費用は郵便振替でご送金ください。

【必ず開催日の 1 週間前までにお振込みください。】

※通信欄に会場名・講習会名・費用内訳(参加費、受験料)と記入してください。

●【申込先】 : 〒110-0016 台東区台東 1-1-14 日本レクリエーション協会内
(一社) 日本インディアカ協会 事務局宛

郵便振替口座 00140-5-20812

メール jia@japan-indiaca.com

●携行品 : 筆記用具・健康保険証・ルールブック等・昼食

公認統括指導士認定講習会カリキュラム

時間	1日目	場所	時間	2日目	場所
			9:00	体育館集合	体育館
			10:00	【実技】ーインディアカ基本技術 競技者の基本技術 チームの基本技術	
12:00	開 講 式	会議室			
12:30	【講義】ーインディアカ概論 1 JIAの現状と今後の目指す方向性		12:00	昼食	
13:00	【講義】ーインディアカ概論 2 公認統括指導士の使命 インディアカ組織経営論 スポーツ規範		13:00	【指導実習】 基本技術実習を行う 公認審判員検定講習会の実習を行う	
14:00	【講義】ーインディアカ競技規則 ルール構成の基本的な原則 ルール構成において影響を与える要因		14:30	【指導実習】 学科指導実習を行う	会議室
15:00	【講義】ーインディアカ指導者論 1 コーチングとコーチ		15:30	解 散	
16:00	【講義】ーインディアカ指導者論 2 コーチングに必要な知識・技能 プレイヤーやチームのパフォーマンス				
17:00	解 散				

2023年度認定講習会参加申込書(広島県会場)

講習会名	<input type="checkbox"/> 統括指導士認定講習会	<input type="checkbox"/> 上級審判員認定講習会
所属都道府県協会		
氏名	<input type="checkbox"/> 男 ・ <input type="checkbox"/> 女	
住所〒		
電話番号		
会員番号 (審判員番号)		
有効期限	西暦	年3月31日

※一般社団法人日本インディaca協会は、お預かりした個人情報を適切に管理します。提出される参加申込書に記載されている個人情報について、研修会の運営のために使用するとともに、今後の当協会が行うインディaca普及のための活動に利用します。個人情報保護方針(<https://japan-indiaca.com/privacy/>)をご確認ください。

年 月 日

一般社団法人日本インディアカ協会
会 長 小森谷 大 式 殿

団体名
会長名

印

公認統括指導士 推薦書

記

1. 氏名 _____
2. 性別 _____
3. 住所 〒 _____
4. 電話番号 自宅： _____ 携帯： _____
5. 勤務先 _____
6. 協会での役職 _____
7. A・B級審判員番号 _____
8. 有効期限 _____

推 薦 内 容

【推 薦 文】

【審判・指導経験】

年月日	大会名、研修・講習会名	年月日	大会名、研修・講習会名

【備 考】
